

諮問庁：独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

諮問日：平成30年5月15日（平成30年（独個）諮問第27号及び同第28号）

答申日：平成30年8月8日（平成30年度（独個）答申第21号及び同第22号）

事件名：本人を契約者とする簡易生命保険契約に関する文書の一部開示決定に関する件
本人を契約者とする簡易生命保険契約に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく各開示請求に対し、平成29年12月13日付け機構第1784号（平成30年（独個）諮問第27号）の関係。以下、同諮問事件を「諮問第27号」という。）及び同日付け機構第1783号（平成30年（独個）諮問第28号）の関係。以下、同諮問事件を「諮問第28号」という。）により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し及び全ての開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書1（諮問第27号）

ア 平成30年1月15日付け審査請求書に記載の理由

平成29年12月13日、処分庁から原処分1を受けた。しかし、原処分1は不当かつ不服のため法18条1項の規定に違反しており違法である。

特定保険証書記号番号Aの件

(ア) 保険証書の廃棄を問うてるのではなく、廃棄日を問うてるのである。

何をはき違えてるのか。

(イ) 会社を経営してるわけではなく法人ではなく個人であり，法人文書は何ら関係ない。何をはき違えてる。

(ウ) 会社の給与明細を出せて言ってるわけではない。給料から保険料天引きした後個人保険料に振り分けしてる明細。

(エ) 別紙の 1 (1) オ及びカに関しての通知がない。

イ 平成 30 年 2 月 12 日付け補正書に記載の理由

契約者本人が委任し押印・請求するのであり，その印影を開示することに問題はないと思う。その印影を開示しない方が問題である。

(2) 審査請求書 2 (諮問第 28 号)

ア 平成 30 年 1 月 15 日付け審査請求書に記載の理由

平成 29 年 12 月 13 日，処分庁から原処分 2 を受けた。しかし，原処分 2 は不当かつ不服のため法 18 条 1 項の規定に違反しており違法である。

特定保険証書記号番号 B の件

(ア) 保険証書の廃棄を問うてるのではなく，廃棄日を問うてるのである。

(イ) 会社を経営してるわけではなく法人ではない個人で，法人文書は何ら関係ない。何をはき違えてる。

(ウ) 会社の給与明細を出せて言ってるわけではない。給料から保険料天引きした後個人保険料に振り分けしてる明細。

(エ) 別紙の 1 (2) オ及びカに関しての通知がなし。

イ 平成 30 年 2 月 12 日付け補正書に記載の理由

契約者本人が委任し押印・請求するのであり，その印影を開示することに問題はないと思う。その印影を何で開示しないのか。開示しない方が問題である。

(3) 意見書 (諮問第 27 号及び同第 28 号)

審査請求人から平成 30 年 6 月 17 日付け (同月 18 日受付) で意見書及び資料が当審査会宛てに提出された (諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており，その内容は記載しない。) 。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書 1 (諮問第 27 号)

(1) 審査請求までの経緯

ア 開示請求の受理

平成 29 年 10 月 30 日付けで，開示請求者 (審査請求人) より，機構に対し，法 13 条 1 項の規定に基づく保有個人情報の開示請求があり，機構は同年 11 月 1 日に受理した。

イ 開示を請求する保有個人情報及び開示請求書の補正

開示請求書の記載では，保有個人情報を特定するに足りる事項の記

載が不十分であると認められたため、法13条3項の規定に基づき、平成29年11月6日付けで保有個人情報開示請求書の補正を依頼し、同月20日、開示請求者より補正書（同月14日付け）を受理した。

開示を請求する保有個人情報は別紙の1（1）のとおり。

ウ 開示請求に対する措置

機構は、開示が求められた保有個人情報として、特定保険証書記号番号Aの簡易生命保険契約（以下「本件契約1」という。）に関する失効還付金支払請求時（特定年月日A請求分）に郵便局へ提出した書類として別紙の2（1）に掲げる文書を特定し、機構保有個人情報開示決定通知書（平成29年12月13日付け機構第1784号）をもって、別表1のとおり一部開示決定（原処分1）を行い、開示請求者に対し通知した。

エ 審査請求の受理

平成30年1月15日付けで、審査請求人より、法42条1項の規定に基づく審査請求があり、機構は同月24日に審査請求書を受理した。

オ 審査請求書の補正

上記エの審査請求書は行政不服審査法（平成26年法律第68号）19条に規定する審査請求書の記載事項が不十分であり、形式的不備が認められ不適法であることから、同法23条に基づき、平成30年1月25日付けで補正命令を行い、同年2月2日、審査請求人より補正書（同年1月31日付け）を受理した。

また、平成30年1月31日付け補正書について、行政不服審査法19条に規定する審査請求書の記載事項が不十分であり、形式的不備が認められ不適法であることから、同法23条に基づき、同年2月5日付けで追加の補正命令を行い、同月14日、審査請求人より補正書（同月12日付け）を受理した。

カ 保有個人情報の再調査

上記エの審査請求を受け、開示の対象となる保有個人情報を再度調査したところ、上記ウのほかに審査請求人が開示を請求した保有個人情報が存在しないことが再確認できた。

(2) 審査請求人の主張

ア 審査請求の趣旨

原処分1を取り消し、全ての開示を求める。

イ 審査請求の理由

上記第2の2（1）と同じ。

(3) 審査請求に対する検討

ア 本件契約 1 について

本件契約 1 について、契約内容調査票（注）によれば、特定年月日 B に契約が失効（一定の期間，保険契約者から保険料の払込みがなされないことから，契約の効力を失うもの。以下同じ。）し，特定年月日 A に契約の失効に伴う還付金を支払い，契約が消滅している。

（注）契約内容調査票とは，当機構の業務委託先である株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命」という。）のデータベース（かんぽ生命の電子計算機に保険契約者及び被保険者等の契約関係者の氏名，責任開始日，保険金額，保険料額，保険種類並びに受持郵便局名等の保険契約の契約内容や保険料の払込状況等の記録を収めた情報の集合で，これらの情報を保管，検索及び更新等するために整理されたもの。以下同じ。）に収められている情報を記載した書類である。本件契約 1 のデータベースについては，契約の消滅から一定期間を経過しているため，契約消滅時の一部の情報を残してデータベースの内容を消去しているものである。

イ 審査請求人の主張についての検討

（ア）本件契約 1 に係る受領証の代理人の印影を不開示にしたことについて

a 失効還付金支払請求について

本件契約 1 に適用となる保険約款では，契約の失効により，被保険者のために積み立てられた金額があるときは，保険契約者は還付金の支払を請求できるとされており，この際，所定の請求書及び保険証書を提出した上で請求することとされている。

また，簡易生命保険取扱手続では，保険契約者が委任した代理人が還付金の支払を請求する場合は，代理人が請求書に記名押印した上で，保険契約者が作成した委任状を提出する手続としている。

b 代理人の印影について

特定年月日 A 付けの失効還付金支払請求は，代理人により請求及び受領されており，本件契約 1 に係る受領証への押印は開示請求者ではなく，代理人によるものであり，代理人の印影が記録されているものである。

代理人の印影は，法 14 条 2 号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名等の記述により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものの一部をなすものであり，また，同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから不開示の決定をしたものである。

c 審査請求人の主張について

上記 a 及び b に対し、審査請求人は平成 30 年 2 月 12 日付け補正書において、「契約者本人が委任し押印・請求するのであり、その印影を開示することに問題はない。」と主張しているが、特定年月日 A 付けの失効還付金支払請求において当該箇所は保険契約者が押印する箇所ではなく、委任を受けた者（代理人）が押印する箇所である。

また、審査請求人若しくは審査請求代理人は、「開示しないほうが問題である」としているが、処分庁は保険契約者である開示請求者からの請求により保有個人情報の開示を決定したものであり、代理人の保有個人情報は上記 b により不開示としたものである。

(イ) 保険証書の保存データの存否について

a 保険証書について

保険証書は、保険者が保険契約の申込みを承諾したときに、その成立及び内容を記載した保険証書を作成し、これを保険契約者に交付することによって承諾の通知に代える証券である。

また、契約が消滅するときには、原則として契約の消滅に係る請求書類とともに機構（かんぽ生命及びかんぽ生命の業務委託先である日本郵便株式会社並びにいわゆる郵政民営化前の郵便局等を含む。以下「機構等」という。）に提出する手続としている。

機構等に提出された保険証書は、契約の消滅に係る請求書類とともに一定の期間保存され、期間の経過後は廃棄する手続としている。

b 本件契約 1 の保険証書について

本件契約 1 については、特定年月日 A に、失効還付金支払請求に併せて保険証書が提出され、失効当時の簡易生命保険取扱手続により 5 年保存し、その後廃棄されているものである。

開示請求を受け、念のため保険証書の保管・保存を委託しているかんぽ生命に対し、本件契約 1 の保険証書に係る調査を依頼したが、その存在は確認できなかった。

よって、開示請求者に対し、保存期間の経過により、廃棄をしていることから当該保有個人情報を保有していないという理由を付して不開示の決定をしたものである。

c 審査請求人の主張について

上記 a 及び b に対し、審査請求人は審査請求書において、「保険証書の廃棄を問うてのではなく」と主張しており、開示請求において保険証書の保存データの開示を求めていることとの

関連は不明であるが、いずれにしても審査請求人は、不開示としたことが違法又は不当であるとする具体的理由及び根拠等について言及しておらず、機構等が本件契約1の保険証書のデータを保管していると考えられる具体的な理由等を主張していない。

(ウ) 本件契約1に係る契約者貸付請求時に郵便局に提出した書類（以下「貸付請求書類」という。）の存否について

a 契約者貸付について

契約者貸付は、保険約款の定めるところにより、保険契約者からの請求により行う保険契約者に対する金銭の貸付けである。

契約者貸付に係る取扱いを定めている契約者貸付約款では、貸付けの種類を普通貸付、保険料振替貸付及び団体貸付の3種類としている。

保険契約者が普通貸付を請求しようとするときは、所定の請求書に保険証書を添えて郵便局に提出し、郵便局の窓口で即時払（その場で金銭を受領する取扱い）ができるときは、保険契約者が記入した受領証、貸付の内容を記録した保険証書及び貸付金を保険契約者に交付する取扱いとしている。

b 本件契約1に係る貸付請求書類について

本件契約1については、データベースが消去されているため詳細は不明であるが、仮に契約消滅の前日に契約者貸付を請求したと仮定すると、その際に提出された書類については、失効当時の簡易生命保険取扱手続により3年保存し、その後廃棄されるものとなる。したがって、本件契約1に係る書類については、少なくとも特定年月日C以降、保存期間が経過しているため、全て廃棄されているものである。

開示請求を受け、念のため貸付請求書類の保管・保存を委託しているかんぽ生命に対し、本件契約1に係る貸付請求書類に係る調査を依頼したが、その存在は確認できなかった。

よって、開示請求者に対し、保存期間の経過により、廃棄をしていることから当該保有個人情報を保有していないという理由を付して不開示の決定をしたものである。

c 審査請求人の主張について

上記a及びbに対し、審査請求人は、不開示としたことが違法又は不当であるとする具体的理由及び根拠等について言及しておらず、機構等が本件契約1に係る貸付請求書類を保管していると考えられる具体的な理由等を主張していない。

(エ) 本件契約1に係る団体払込みによる保険料の払込状況及び最終支払がわかる書類（以下「団体払込書類等」という。）の存否について

て

a 団体払込みについて

団体払込みは簡易生命保険の保険料団体払込制度のことであり、一定の要件に合致した団体の保険料を、団体代表者が取りまとめて払い込むことで保険料の一部が割引かれる制度である。

保険料の払込状況を記録する書類として「保険料領収帳」及び「保険料領収証」があるが、払込団体が保有する書類である。団体払込制度においては払込団体内の個々の保険契約者に対して保険料領収帳及び保険料領収証は作成せず、払込団体内で対応することとしている。

b 本件契約1に係る団体払込書類等について

本件契約1における保険料の払込みの履歴については、データベースが消去されているため不明である。また、本件契約1において団体払込みにより保険料の払込みを行っていたとすれば、特定年月日Bの契約の失効より前に払込団体に加入していたと考えられ、仮に契約消滅の前日に払込団体から脱退、若しくは団体取扱いの廃止等をしたと仮定しても、その際に提出された書類については、失効当時の簡易生命保険取扱手続により6か月間保存し、その後廃棄されるものとなる。したがって、本件契約1に係る書類については、少なくとも特定年月日D以降、保存期間が経過しているため、全て廃棄されているものである。

開示請求を受け、念のため団体払込書類等の保管・保存を委託しているかんぽ生命に対し、本件契約1に係る団体払込書類等に係る調査を依頼したが、その存在は確認できなかった。

よって、開示請求者に対し、保存期間の経過により、廃棄をしていることから当該保有個人情報等を保有していないという理由を付して不開示の決定をしたものである。

c 審査請求人の主張について

上記a及びbに対し、審査請求人は、不開示としたことが違法又は不当であるとする具体的理由及び根拠等について言及しておらず、機構が本件契約1に係る団体払込書類等を保管していると考えられる具体的な理由等を主張していない。また、払込団体の保険料払込データは払込団体の情報であり、開示請求者の保有個人情報として特定していない。

(オ) 保険証書の廃棄年月日がわかる書類の存否について

a 保険証書の廃棄について

上記(イ)aで述べたとおり、保険証書は契約の消滅に係る請求書類とともに一定の期間保管され、期間の経過後は廃棄する

手続としているが、失効当時の簡易生命保険取扱手続等においては、その廃棄年月日を記録する手続とはなっていない。

開示請求を受け、保険証書の保管・保存を委託しているかんぽ生命に対し、念のため保険証書の廃棄年月日がわかる書類に係る調査を依頼したが、その存在は確認できなかった。

よって、開示請求者に対し、当該法人文書を作成することとしておらず、当該保有個人情報を保有していないという理由を付して不開示の決定をしたものである。

b 審査請求人の主張について

上記 a に対し、審査請求人は審査請求書において、「保険証書の廃棄日を問うている」と主張しているが、これは開示を請求する保有個人情報の内容を繰り返しているのみであり、不開示としたことが違法又は不当であるとする具体的理由及び根拠等について言及しておらず、機構等が本件契約 1 の保険証書の廃棄日を記録している文書を保管していると考えられる具体的な理由等を主張していない。

(カ) 会社（特定法人）給料天引きのデータの全ての存否について

a 団体払込みに係る払込保険料の給与引落について

上記（エ） a で述べたとおり、団体払込制度においては払込団体内の個々の保険契約者からの保険料の払込みは、払込団体内で対応することとしており、保険契約者からいつでもどれだけの保険料の払込みがあったかの記録は払込団体が保有する個人情報であって、機構の保有個人情報ではない。

開示請求を受け、団体払込書類等の保管・保存を委託しているかんぽ生命に対し、念のため会社（特定法人）給料天引きのデータに係る調査を依頼したが、その存在は確認できなかった。

よって、開示請求者に対し、機構が作成する個人情報ではなく、当該保有個人情報を保有していないという理由を付して不開示の決定をしたものである。

b 審査請求人の主張について

上記 a に対し、審査請求人は審査請求書において、「会社の給与明細を出せて言ってるわけではない。給料から天引きした後個人保険料に振りわけしている明細。」の開示を主張しているが、これは開示を請求する保有個人情報の内容を繰り返しているのみであり、不開示としたことが違法又は不当であるとする具体的理由及び根拠等について言及しておらず、機構等が本件契約 1 に係る団体払込書類等を保管していると考えられる具体的な理由等を主張していない。

(4) 結論

以上のことから、原処分1を維持することが妥当であると考える。

(5) その他

ア 開示を請求する保有個人情報等に対応する特定した保有個人情報は、別表2のとおりである。

審査請求人は審査請求書において「⑤⑥に関しての通知がない。」と申し出ているが、別表2のとおり一部開示決定をしており、指摘に当たらない。

イ 本件においては機構保有個人情報開示決定通知書の通知以降、法24条3項に定める開示請求者から開示の実施の申出及び写しの送付を希望する場合の郵送料の送付がなされていないため、一部開示決定に係る開示を実施していない。

機構からは、平成30年1月25日付けの補正命令に併せて、実施方法等申出書（兼郵送料送付書）を再度送付し、開示の実施について案内を行ったが、審査請求人からは諮問日においても申出がなされていないものである。

ウ 法人文書とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）2条2項に定める法人文書（独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているもの）を指しているのであって、開示請求者の所持する書類を指しているものではない。開示請求者が作成した文書であっても、その後独立行政法人等が組織的に用いるものとして保有した場合は、当該独立行政法人等の法人文書となるものである。

2 理由説明書2（諮問第28号）

(1) 審査請求までの経緯

ア 開示請求の受理

平成29年10月30日付けで、開示請求者（審査請求人）より、機構に対し、法13条1項の規定に基づく保有個人情報の開示請求があり、機構は同年11月1日に受理した。

イ 開示を請求する保有個人情報及び開示請求書の補正

開示請求書の記載では、保有個人情報を特定するに足りる事項の記載が不十分であると認められたため、法13条3項の規定に基づき、平成29年11月6日付けで保有個人情報開示請求書の補正を依頼し、同月20日、開示請求者より補正書（同月14日付け）を受理した。

開示を請求する保有個人情報は別紙の1（2）のとおり。

ウ 開示請求に対する措置

機構は、開示が求められた保有個人情報として、特定保険証書記号番号Bの簡易生命保険契約（以下「本件契約2」といい、「本件契約1」と併せて「本件契約」という。）に関する解約還付金支払請求時（特定年月日E請求分）に郵便局へ提出した書類として別紙の2（2）に掲げる文書を特定し、機構保有個人情報開示決定通知書（平成29年12月13日付け機構第1783号）をもって、別表3のとおり一部開示決定（原処分2）を行い、開示請求者に対し通知した。

エ 審査請求の受理

平成30年1月15日付けで、審査請求人より、法42条1項の規定に基づく審査請求があり、機構は同月24日に審査請求書を受理した。

オ 審査請求書の補正

上記エの審査請求書は行政不服審査法19条に規定する審査請求書の記載事項が不十分であり、形式的不備が認められ不適法であることから、同法23条に基づき、平成30年1月25日付けで補正命令を行い、同年2月2日、審査請求人より補正書（同年1月31日付け）を受理した。

また、平成30年1月31日付け補正書について、行政不服審査法19条に規定する審査請求書の記載事項が不十分であり、形式的不備が認められ不適法であることから、同法23条に基づき、同年2月5日付けで追加の補正命令を行い、同月14日、審査請求人より補正書（同月12日付け）を受理した。

カ 保有個人情報の再調査

上記エの審査請求を受け、開示の対象となる保有個人情報を再度調査したところ、上記ウのほかに審査請求人が開示を請求した保有個人情報が存在しないことが再確認できた。

(2) 審査請求人の主張

ア 審査請求の趣旨

原処分2を取り消し、全ての開示を求める。

イ 審査請求の理由

上記第2の2（2）と同じ。

(3) 審査請求に対する検討

ア 本件契約2について

本件契約2について、契約内容調査票（注）によれば、特定年月日Eに、保険契約者からの請求により契約を解約し、同日に契約の解約に伴う還付金を支払い、契約が消滅している。

(注) 「本件契約1」を「本件契約2」とするほかは、上記1(3)アの(注)と同じ。

イ 審査請求人の主張についての検討

(ア) 本件契約2に係る受領証の代理人の印影を不開示にしたことについて

a 解約還付金支払請求について

本件契約2に適用となる保険約款では、契約の解約により、被保険者のために積み立てられた金額があるときは、保険契約者は還付金の支払を請求することができることとされており、この際、所定の請求書及び保険証書を提出した上で請求することとされている。

b 代理人の印影について

「特定年月日A付けの失効還付金支払請求」を「特定年月日E解約還付金支払請求」と、「本件契約1」を「本件契約2」とするほかは、上記1(3)イ(ア)bと同じ。

c 審査請求人の主張について

「特定年月日A付けの失効還付金支払請求」を「特定年月日E付けの解約還付金支払請求」とするほかは、上記1(3)イ(ア)cと同じ。

(イ) 保険証書の保存データの存否について

a 保険証書について

上記1(3)イ(イ)aと同じ。

b 本件契約2の保険証書について

「本件契約1」を「本件契約2」と、「特定年月日A」を「特定年月日E」と、「失効還付金支払請求」を「解約還付金支払請求」と、「失効当時」を「解約当時」とするほかは、上記1(3)イ(イ)bと同じ。

c 審査請求人の主張について

「本件契約1」を「本件契約2」とするほかは、上記1(3)イ(イ)cと同じ。

(ウ) 本件契約2に係る貸付請求書類の存否について

a 契約者貸付について

上記1(3)イ(ウ)aと同じ。

b 本件契約2に係る貸付請求書類について

「本件契約1」を「本件契約2」と、「失効当時」を「解約当時」と、「特定年月日C」を「特定年月日F」とするほかは、上記1(3)イ(ウ)bと同じ。

c 審査請求人の主張について

「本件契約1」を「本件契約2」とするほかは、上記1(3)イ(ウ)cと同じ。

(エ) 本件契約2に係る団体払込書類等の存否について

a 団体払込みにについて

上記1(3)イ(エ)aと同じ。

b 本件契約2に係る団体払込書類等について

「本件契約1」を「本件契約2」と、「特定年月日B」を「特定年月日E」と、「契約の失効より前に払込団体に加入していたと考えられ、仮に契約消滅の前日に払込団体から脱退、若しくは団体取扱いの廃止等をしたと仮定しても」を「契約の解約時点若しくはそれ以前に払込団体から脱退しており」と、「失効当時」を「当時」と、「特定年月日D以降」を「特定年月日G以降」とするほかは、上記1(3)イ(エ)bと同じ。

c 審査請求人の主張について

「本件契約1」を「本件契約2」とするほかは、上記1(3)イ(エ)cと同じ。

(オ) 保険証書の廃棄年月日がわかる書類の存否について

a 保険証書の廃棄について

「失効当時」を「解約当時」とするほかは、上記1(3)イ(オ)aと同じ。

b 審査請求人の主張について

「本件契約1」を「本件契約2」とするほかは、上記1(3)イ(オ)bと同じ。

(カ) 会社(特定法人)給料天引きのデータの全ての存否について

a 団体払込みに係る払込保険料の給与引落について

上記1(3)イ(カ)aと同じ。

b 審査請求人の主張について

「本件契約1」を「本件契約2」とするほかは、上記1(3)イ(カ)bと同じ。

(4) 結論

以上のことから、原処分2を維持することが妥当であるとする。

(5) その他

ア 開示を請求する保有個人情報等に対応する特定した保有個人情報は、別表4のとおりである。

審査請求人は審査請求書において「⑤⑥に関しての通知がない。」と申し出ているが、別表4のとおり一部開示決定をしており、指摘に当たらない。

イ 上記1(5)イと同じ。

ウ 上記1(5)ウと同じ。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月15日 諮問の受理（諮問第27号及び同第28号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書1及び理由説明書2を收受（同上）
- ③ 同年6月4日 審議（同上）
- ④ 同月18日 審査請求人から意見書及び資料を收受（同上）
- ⑤ 同年7月17日 本件対象保有個人情報の見分及び審議（同上）
- ⑥ 同年8月6日 諮問第27号及び同第28号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件各開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求保有個人情報に該当するものとして、本件対象保有個人情報を特定し、法14条2号に該当する部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とする各一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件契約に係る保険証書の保存データ等の特定及び本件不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 本件契約に係る保険証書の保存データについて

ア 標記のデータの保有の有無について、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

(ア) 保険証書は、保険者が保険契約の申込みを承諾したときに、その成立及び内容を記載した保険証書を作成し、これを保険契約者に交付することによって承諾の通知に代える証券であり、契約が消滅するときには、原則として契約の消滅に係る請求書類とともに機構等に提出する手続としており、提出された保険証書は、契約の消滅に係る請求書類とともに一定の期間保存され、期間の経過後は廃棄する手続としている。

(イ) 本件契約1については、特定年月日Aに、失効還付金支払請求に

併せて保険証書が提出され、また、本件契約2については、特定年月日Eに、解約還付金支払請求に併せて保険証書が提出され、失効又は解約当時の簡易生命保険取扱手続により5年保存し、その後廃棄されているものである。

(ウ) 本件各開示請求を受け、念のため、保険証書の保管・保存を委託しているかんぽ生命に対し、標記のデータについて調査を依頼したが、その存在は確認できなかった。

イ 当審査会において、諮問庁から当時の簡易生命保険取扱手続の提示を受けてこれを確認したところによると、契約の消滅に係る請求書類の保存期間は5年であり、添付されている他の書類の保存期間も同一とする旨規定されていると認められることに照らせば、機構等に提出された保険証書を5年保存し、その後廃棄した旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

ウ そして、審査請求人は、機構において標記のデータを保有していることにつき、具体的な根拠を示しているとはいえず、また、原処分当たりの上記ア(ウ)の調査の方法等にも特段の問題はないことから、機構において、標記のデータに記録された個人情報等を保有しているとは認められない。

(2) 本件契約に係る貸付請求書類について

ア 標記の文書の保有の有無について、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

(ア) 契約者貸付は、保険約款の定めるところにより、保険契約者からの請求により行う保険契約者に対する金銭の貸付けであり、貸付けの種類は普通貸付、保険料振替貸付及び団体貸付の3種類である。

(イ) 保険契約者が普通貸付を請求しようとするときは、所定の請求書に保険証書を添えて郵便局に提出し、郵便局の窓口で即時払(その場で金銭を受領する取扱い)ができるときは、保険契約者が記入した受領証、貸付の内容を記録した保険証書及び貸付金を保険契約者に交付する取扱いとしている。

(ウ) 本件契約1については、データベースが消去されているため詳細は不明であるが、仮に契約消滅の前日に契約者貸付を請求したと仮定すると、その際に提出された書類については、失効当時の簡易生命保険取扱手続により3年保存し、その後廃棄されるものとなることから、本件契約1に係る書類については、少なくとも特定年月日C以降、保存期間が経過しているため、全て廃棄されているものである。

(エ) また、本件契約2については、データベースが消去されているため詳細は不明であるが、仮に契約消滅の前日に契約者貸付を請求し

たと仮定すると、その際に提出された書類については、解約当時の簡易生命保険取扱手続により3年保存し、その後廃棄されるものとなることから、本件契約2に係る書類については、少なくとも特定年月日F以降、保存期間が経過しているため、全て廃棄されているものである。

(オ) 本件各開示請求を受け、念のため、貸付請求書類の保管・保存を委託しているかんぽ生命に対し、標記の文書について調査を依頼したが、その存在は確認できなかった。

イ 当審査会において、諮問庁から当時の簡易生命保険取扱手続の提示を受けてこれを確認したところによると、普通貸付請求に関する書類の保存期間は3年であると認められることに照らせば、標記の文書が仮に作成されていたとしても、既に全て廃棄されている旨の上記ア(ウ)及び(エ)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

ウ そして、審査請求人は、機構において標記の文書を保有していることにつき、具体的な根拠を示しているとはいえず、また、原処分当たりの上記ア(オ)の調査の方法等にも特段の問題はないことから、機構において、標記の文書に記録された個人情報を保有しているとは認められない。

(3) 本件契約に係る団体払込書類等について

ア 標記の文書の保有の有無について、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

(ア) 団体払込みは簡易生命保険の保険料団体払込制度のことであり、一定の要件に合致した団体の保険料を、団体代表者が取りまとめて払い込むことで保険料の一部が割引かれる制度である。

(イ) 保険料の払込状況を記録する書類として「保険料領収帳」及び「保険料領収証」があるが、払込団体が保有する書類であり、団体払込制度においては払込団体内の個々の保険契約者に対して保険料領収帳及び保険料領収証は作成せず、払込団体内で対応することとしている。

(ウ) 本件契約1における保険料の払込みの履歴については、データベースが消去されているため不明であるが、団体払込みにより保険料の払込みを行っていたとすれば、特定年月日Bの契約の失効より前に払込団体に加入していたと考えられ、仮に契約消滅の前日に払込団体から脱退、若しくは団体取扱いの廃止等をしたと仮定しても、その際に提出された書類については、失効当時の簡易生命保険取扱手続により6か月間保存し、その後廃棄されるものとなることから、本件契約1に係る書類については、少なくとも特定年月日D以降、

保存期間が経過しているため、全て廃棄されているものである。

(エ) また、本件契約2における保険料の払込みの履歴については、データベースが消去されているため不明であるが、団体払込みにより保険料の払込みを行っていたとすれば、特定年月日Eの契約の解約時点若しくはそれ以前に払込団体から脱退しており、その際に提出された書類については、当時の簡易生命保険取扱手続により6か月間保存し、その後廃棄されるものとなることから、本件契約2に係る書類については、少なくとも特定年月日G以降、保存期間が経過しているため、全て廃棄されているものである。

(オ) 本件各開示請求を受け、念のため、団体払込書類等の保管・保存を委託しているかんぽ生命に対し、標記の文書について調査を依頼したが、その存在は確認できなかった。

イ 当審査会において、諮問庁から当時の簡易生命保険取扱手続の提示を受けてこれを確認したところによると、団体取扱いの脱退又は廃止に関する書類の保存期間は6か月であると認められることに照らせば、標記の文書が仮に作成されていたとしても、既に全て廃棄されている旨の上記ア(ウ)及び(エ)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

ウ そして、審査請求人は、機構において標記の文書を保有していることにつき、具体的な根拠を示しているとはいえず、また、原処分当たりの上記ア(オ)の調査の方法等にも特段の問題はないことから、機構において、標記の文書に記録された個人情報等を保有しているとは認められない。

(4) 本件契約に係る保険証書の廃棄年月日がわかる書類について

ア 標記の文書の保有の有無について、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

(ア) 保険証書は契約の消滅に係る請求書類とともに一定の期間保管され、期間の経過後は廃棄する手続としているが、失効・解約当時の簡易生命保険取扱手続等においては、その廃棄年月日を記録する手続とはなっていない。

(イ) 本件各開示請求を受け、念のため、保険証書の保管・保存を委託しているかんぽ生命に対し、標記の文書について調査を依頼したが、その存在は確認できなかった。

イ 上記ア(ア)の諮問庁の説明を覆すに足りる事情はないところ、審査請求人は、機構において標記の文書を保有していることにつき、具体的な根拠を示しているとはいえず、また、原処分当たりの上記ア(イ)の調査の方法等にも特段の問題はないことから、機構において、標記の文書に記録された個人情報等を保有しているとは認められな

い。

(5) 本件契約に係る会社（特定法人）給料天引きのデータについて

ア 標記のデータの保有の有無について、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

(ア) 団体払込制度においては払込団体内の個々の保険契約者からの保険料の払込みは、払込団体内で対応することとしており、保険契約者からいつどれだけの保険料の払込みがあったかの記録は払込団体が保有する個人情報であって、機構の保有個人情報ではない。

(イ) 本件各開示請求を受け、念のため、団体払込書類等の保管・保存を委託しているかんぽ生命に対し、標記のデータについて調査を依頼したが、その存在は確認できなかった。

イ 上記ア（ア）の諮問庁の説明を覆すに足りる事情はないところ、審査請求人は、機構において標記のデータを保有していることにつき、具体的な根拠を示しているとはいえず、また、原処分にあたっての上記ア（イ）の調査の方法等にも特段の問題はないことから、機構において、標記のデータに記録された個人情報を保有しているとは認められない。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分は、本件契約1の失効還付金の受領証及び本件契約2の解約還付金の受領証に押印された受取人（開示請求者）の代理人（特定個人）の印影であると認められる。

一般に、業を離れた個人としての代理人の印影は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると解されるどころ、代理人といえども、当該個人の印影を被代理人である開示請求者が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されているとは認められないことから、本件不開示部分については、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、さらに、当該部分は、「開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等」に該当することから、法15条2項に基づく部分開示をする余地はない。

したがって、本件不開示部分は、法14条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保

有個人情報を特定し、その一部を法14条2号に該当するとして不開示とした各決定については、機構において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙

1 本件請求保有個人情報

(1) 諮問第27号

特定保険証書記号番号A被保険者特定個人Aとする簡易生命保険契約に係る次の書類に記録された保有個人情報

ア 特定保険証書記号番号Aの保険証書の廃棄年月日に係る書類全て、保険証書の保存データがあるなら開示（郵便局控えを含む。）

イ 団体払込みについて保険料の払込状況がわかる書類、会社（特定法人）給料天引きのデータ全て（郵便局控えを含む。）

ウ 団体払込み最終支払（払込みがわかる書類）（郵便局控えを含む。）

エ 郵政大臣宛て特定年月日A付けの保険金額が記載された委任状（郵便局控えを含む。）

オ 特定年月日Aの失効還付金即時払（契約者，受取，開示請求者，代理特定個人B）受領金額の領収書（郵便局控えを含む。）

カ 貸付金の詳細何年何月にいくら借りて利息がいくらかかる（郵便局控えを含む。）

(2) 諮問第28号

特定保険証書記号番号B（被保険者特定個人C）とする簡易生命保険契約に係る次の書類に記録された保有個人情報

ア 特定保険証書記号番号Bの保険証書の廃棄年月日がわかる全ての書類，保存データが残ってるのなら開示（保険証書の郵便局控えを含む。）

イ 団体払込みについて保険料の払込状況がわかる書類，会社（特定法人）給料天引きのデータの全て（郵便局控えを含む。）

ウ 団体払込み最終支払（払込みがわかる書類）（郵便局控えを含む。）

エ 郵政大臣宛て特定年月日E付けの保険金額が記載された委任状（郵便局控えを含む。）

オ 特定年月日Eの解約還付金（契約者，受取，開示請求者，代理特定個人B）受領金額（郵便局控えを含む。）の領収書

カ 貸付金の詳細何年何月にいくら借りて利息がいくらかかるのか（郵便局控えを含む。）

2 本件対象保有個人情報が記録された文書

(1) 諮問第27号

特定保険証書記号番号Aの簡易生命保険契約に係る失効還付金支払請

求時（特定年月日 A 請求分）に郵便局へ提出した次の書類

ア 保険金 年金 還付金 保険還付金 受領証

イ 委任状

(2) 諮問第 28 号

特定保険証書記号番号 B の簡易生命保険契約に係る解約還付金支払請

求時（特定年月日 E 請求分）に郵便局へ提出した次の書類

ア 保険金 年金 還付金 保険還付金 受領証

イ 委任状

別表 1 (原処分 1 において特定された保有個人情報)

請求・特定した保有個人情報	開示・不開示の 審査結果	
本件契約 1 に 関する書類	(1) 失効還付金支払請求時(特定年月日 A 請求分)に郵便局へ提出した書類	
	ア 保険金 年金 還付金 保険還付金 受領証	代理人の印影を 不開示とした上, その余の部分 を開示
	イ 委任状	全部開示
	(2) 保険証書	保有していない ため, 不開示
	(3) 契約者貸付請求時に郵便局に提出した書類(郵便局控えを含む。)	保有していない ため, 不開示
	(4) 保険料(団体払込み)の払込状況がわかる書類(郵便局控えを含む。)	保有していない ため, 不開示
	(5) 最終支払(団体払込み)がわかる書類(郵便局控えを含む。)	保有していない ため, 不開示
	(6) 保険証書の廃棄年月日がわかる書類(郵便局控えを含む。)	作成することと されておらず, 保有していない ため不開示
(7) 会社(特定法人)給料天引きのデータ全て(郵便局控えを含む。)	機構が作成, 保有する個人情報 ではないため不開示	

別表 2（原処分 1 における開示を請求する保有個人情報等と特定した保有個人情報との対応関係）

開示を請求する保有個人情報等	特定した保有個人情報
① 特定保険証書記号番号 A の保険証書の廃棄年月日に係る書類全て 保険証書の保存データがあるなら開示（郵便局控えを含む。）	（ 2 ） 保険証書
② 団体払込みについて保険料の払込状況がわかる書類，会社（特定法人）給料天引きのデータ全て（郵便局控えを含む。）	（ 4 ） 保険料（団体払込み）の払込状況がわかる書類（郵便局控えを含む。）
③ 団体払込み最終支払（払込みがわかる書類）（郵便局控えを含む。）	（ 5 ） 最終支払（団体払込み）がわかる書類（郵便局控えを含む。）
④ 郵政大臣宛て特定年月日 A 付けの保険金額が記載された委任状（郵便局控えを含む。）	（ 1 ） イ 委任状
⑤ 特定年月日 A の失効還付金即時払（契約者，受取，開示請求者，代理特定個人 B）受領金額の領収書（郵便局控えを含む。）	（ 1 ） ア 保険金 年金 還付金 保険還付金 受領証
⑥ 貸付金の詳細何年何月にいくら借りて利息がいくらかかる（郵便局控えを含む。）	（ 2 ） 保険証書 （ 3 ） 契約者貸付請求時に郵便局に提出した書類（郵便局控えを含む。）

※ 「特定した保有個人情報」の番号は，別表 1 の「請求・特定した保有個人情報」の番号と対応するものである。

別表 3 (原処分 2 において特定された保有個人情報)

請求・特定した保有個人情報	開示・不開示の 審査結果	
本件契約 2 に 関する書類	(1) 解約還付金支払請求時(特定年月日 E 請求分)に郵便局へ提出した書類	
	ア 保険金 年金 還付金 保険還付金 受領証	代理人の印影を 不開示とした上, その余の部分を開示
	イ 委任状	全部開示
	(2) 保険証書	保有していない ため, 不開示
	(3) 契約者貸付請求時に郵便局に提出した書類(郵便局控えを含む。)	保有していない ため, 不開示
	(4) 保険料(団体払込み)の払込状況がわかる書類(郵便局控えを含む。)	保有していない ため, 不開示
	(5) 最終支払(団体払込み)がわかる書類(郵便局控えを含む。)	保有していない ため, 不開示
	(6) 保険証書の廃棄年月日がわかる書類(郵便局控えを含む。)	作成することと されておらず, 保有していない ため不開示
(7) 会社(特定法人)給料天引きのデータ全て(郵便局控えを含む。)	機構が作成, 保有する個人情報 ではないため不開示	

別表 4（原処分 2 における開示を請求する保有個人情報等と特定した保有個人情報
の対応関係）

開示を請求する保有個人情報等	特定した保有個人情報
① 特定保険証書記号番号 B の保険証書の廃棄年月日がわかる全ての書類 保存データが残ってるのなら開示（保険証書の郵便局控えを含む。）	(2) 保険証書
② 団体払込みについて保険料の払込状況がわかる書類，会社（特定法人）給料天引のデータ全て（郵便局控えを含む。）	(4) 保険料（団体払込み）の払込状況がわかる書類（郵便局控えを含む。）
③ 団体払込み最終支払（払込みがわかる書類）（郵便局控えを含む。）	(5) 最終支払（団体払込み）がわかる書類（郵便局控えを含む。）
④ 郵政大臣宛て特定年月日 E 付けの保険金額が記載された委任状（郵便局控えを含む。）	(1) イ 委任状
⑤ 特定年月日 E の解約還付金（契約者，受取，開示請求者，代理特定個人 B）受領金額（郵便局控えを含む。）の領収書	(1) ア 保険金 年金 還付金 保険還付金 受領証
⑥ 貸付金の詳細何年何月にいくら借りて利息がいくらかかるのか（郵便局控えを含む。）	(2) 保険証書 (3) 契約者貸付請求時に郵便局に提出した書類（郵便局控えを含む。）

※ 「特定した保有個人情報」の番号は，別表 3 の「請求・特定した保有個人情報」の番号と対応するものである。